

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現行			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		6,930円		〔同左〕		6,750円
	第2種電柱		10,600円		〔同左〕		10,300円
	第3種電柱		14,300円		〔同左〕		13,900円
	第1種電話柱	〔略〕	5,370円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	4,480円
	第2種電話柱		8,680円		〔同左〕		7,240円
	第3種電話柱		11,900円		〔同左〕		9,980円
	その他の柱類		610円		〔同左〕		600円
	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	61円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	60円
	地下に設ける電線その他の線類		37円		〔同左〕		36円
	路上に設ける変圧器	〔略〕	6,060円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	5,900円
	地下に設ける変圧器	〔略〕	3,710円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	3,610円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	12,300円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	12,000円
	広告塔	〔略〕	18,300円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	18,000円
	その他のもの	〔略〕	12,300円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	11,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		260円		〔同左〕		250円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		370円		〔同左〕		360円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		550円		〔同左〕		540円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		740円		〔同左〕		720円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	〔略〕	1,110円	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	1,080円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,480円		〔同左〕		1,440円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>2,600円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>3,710円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>7,430円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		[略]		<u>10,400円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		[略]		<u>12,300円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]
	上空に設ける通路	[略]		<u>9,180円</u>
	地下に設ける通路			<u>5,510円</u>
	その他のもの			<u>8,190円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	[略]
	商品置場その他これに類するもの	[略]		<u>18,300円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチ式であるものを除く。)	[略]		<u>18,300円</u>
	標識	[略]		<u>9,900円</u>
	旗ざお及び幕	[略]	[略]	[略]
	その他のもの	[略]		<u>18,300円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	アーチ式工作物	[略]		<u>183,700円</u>
	その他のもの	[略]		<u>91,800円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		[略]		<u>12,300円</u>
令第7条第3号に掲げる施設		[略]	[略]	[略]
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			<u>18,300円</u>
	危険防止施設	[略]		<u>6,000円</u>
	詰所			<u>18,300円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		[略]		<u>12,300円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]

	[同左]			<u>2,530円</u>
	[同左]			<u>3,610円</u>
	[同左]			<u>7,230円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		[略]		<u>8,680円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		[略]		<u>11,300円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]
	[同左]	[略]		<u>9,020円</u>
	[同左]			<u>5,410円</u>
	[同左]			<u>8,040円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	[略]
	[同左]	[略]		<u>18,000円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	[同左]	[略]		<u>18,000円</u>
	[同左]	[略]		<u>9,460円</u>
	[同左]	[略]	[略]	[略]
	[同左]	[同左]	[略]	<u>18,000円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	[同左]	[同左]		<u>180,400円</u>
	[同左]	[同左]		<u>90,200円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		[略]		<u>12,000円</u>
令第7条第3号に掲げる施設		[略]	[略]	[略]
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	[同左]			<u>15,400円</u>
	[同左]	[略]		<u>5,000円</u>
	[同左]			<u>18,000円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		[略]		<u>11,300円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	[略]	[略]		[略]
	[略]	[略]		[略]

設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）		〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
備考	1～8 〔略〕			

設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）		〔略〕	〔略〕	〔略〕		
		〔略〕		〔略〕		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		
		〔略〕		〔略〕		
		〔略〕		〔略〕		
		〔略〕		〔略〕		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額		
		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額		
		令第7条第12号に掲げる器具			〔略〕	〔略〕
		令第7条第13号に掲げる施設		〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕				〔略〕	
〔略〕	〔略〕					
〔略〕	〔略〕					
備考	1～8 〔略〕					

付 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料から適用する。ただし、同日前に占有許可を受け、既に占有料を納付したものについては、なお従前の例による。